

令和2年度健全化判断比率 および資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、市は毎年度、健全化判断比率4指標および資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、議会に報告し、市民に公表しています。

健全化判断比率、資金不足比率が一定の基準以上となった場合は、財政健全化計画等の作成と改善努力が義務付けられます。

令和2年度決算に基づく市の健全化判断比率および資金不足比率は、すべて基準を下回り、財政状況は健全段階にあります。(下表)

令和2年度健全化判断比率 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
小金井市	-	-	1.8	13.8
早期健全化基準	12.21	17.21	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「-」と表示しています

令和2年度資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業	-	20.0

※資金不足額がない場合は、「-」と表示しています

※資金不足比率は、事業規模に対する公営企業の資金不足額の割合です

【用語説明】

次の用語は健全化判断比率4指標で、標準財政規模(市の一般的な歳入規模)に対する割合です。

実質赤字比率 一般会計等の実質赤字額の割合

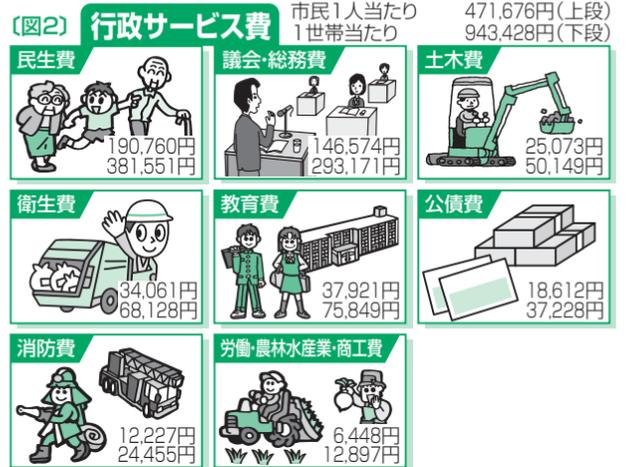
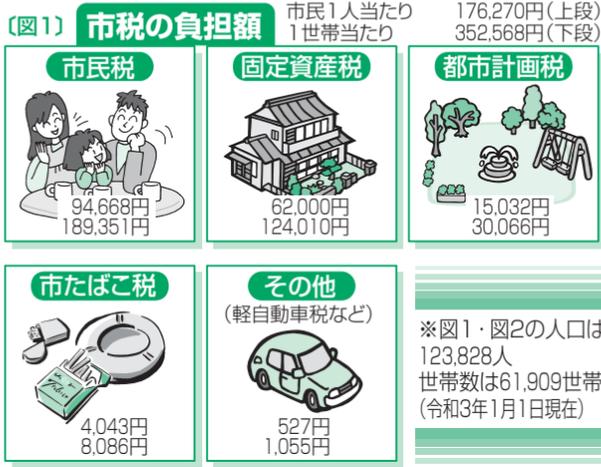
連結実質赤字比率 全会計の実質赤字額の割合

実質公債費比率 公債費および公債費に準じた経費が占める割合

将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさを示す割合

市税負担額と行政サービス費

皆さんから納めていただいた市税の市民1人当たりおよび1世帯当たりの額と、皆さんに還元された額(行政サービス)は、図1・図2のとおりです。(普通会計—地方財政状況調査による)



※図1・図2の人口は123,828人
世帯数は61,909世帯
(令和3年1月1日現在)

都市計画税の使い道

都市計画税は、都市計画事業や区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域のうち市街化区域内(小金井市全域)の土地または家屋の所有者に対して市が課税する目的税で、令和2年度は18億6,138万1千円でした。

その都市計画税は、次の主な事業の一部に充てられました。
▷街路事業(都市計画道路3・4・12号線街路築造工事費・都市計画道路3・4・8号線用地取得費・都道134号線整備に要する経費)▷市街地開発事業(東小金井駅北口土地区画整理事業委託料)▷地方債償還(街路事業・下水道事業・市街地開発事業等)

市税1,000円の使い道

皆さんから納めていただいた市税1,000円の使い道は、次のとおりです。

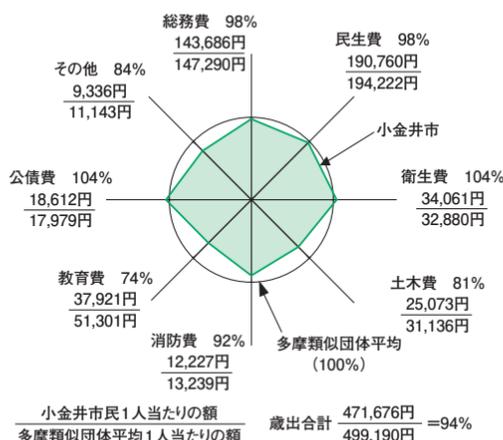
▷民生費(子ども・高齢者・障がいのある方などの福祉のために)617円▷総務費(行政運営のために)96円▷土木費(道路・公園・河川整備のために)55円▷衛生費(ごみ・し尿処理や健康を守るために)72円▷教育費(学校・公民館・図書館・体育施設などの整備のために)79円▷公債費(市債の償還・利子の支払いに)40円▷消防費(火災・災害から守るために)26円▷労働費・農林水産業費・商工費(消費者保護や農業・商業振興のために)9円▷議会費(市議会の運営に)6円

他市と比較してみると(普通会計—地方財政状況調査による)

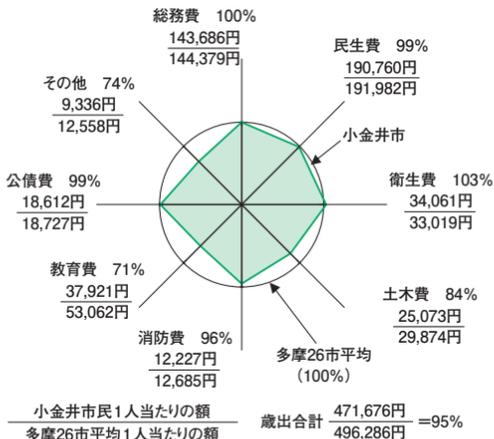
市民1人当たりの目的別歳出額

市民1人当たりの目的別歳出額を類似団体(図A)や多摩26市(図B)と比較すると、本市の衛生費は平均を上回りました。また、民生費、土木費、消防費、教育費は平均を下回りました。

【図A】多摩類似団体平均との比較



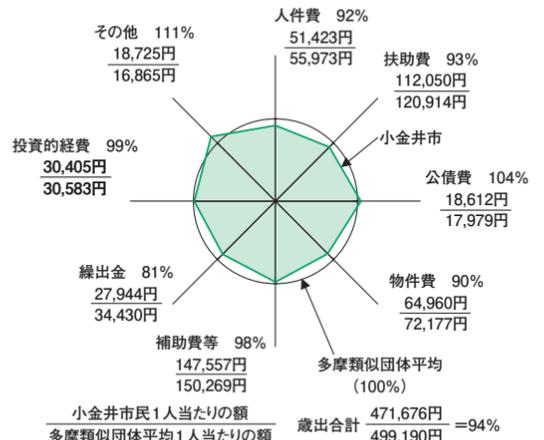
【図B】多摩26市平均との比較



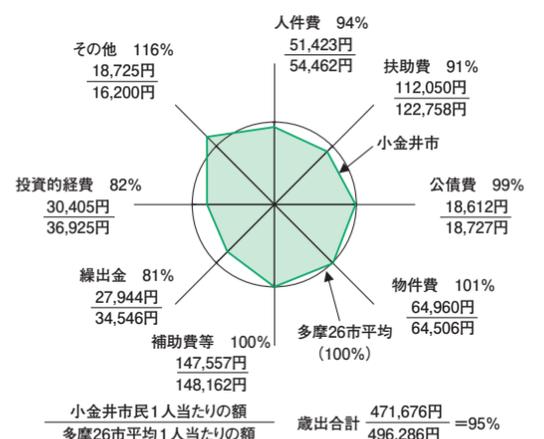
市民1人当たりの性質別歳出額

市民1人当たりの性質別歳出額を類似団体(図C)や多摩26市(図D)と比較すると、人件費、扶助費、繰出金、投資的経費が平均を下回りました。

【図C】多摩類似団体平均との比較



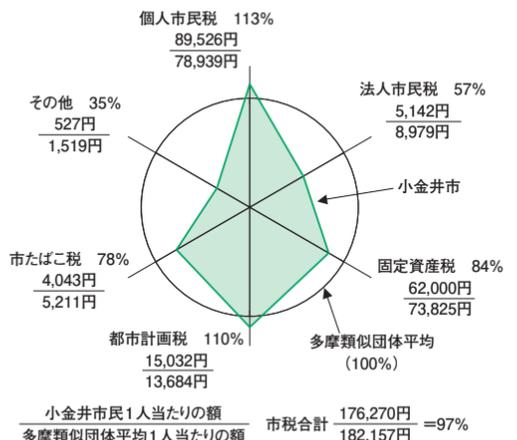
【図D】多摩26市平均との比較



市民1人当たりの市税額

市民1人当たりの市税額を類似団体(図E)や多摩26市(図F)と比較すると、本市は個人市民税、都市計画税が類似団体および多摩26市の平均より多くなっています。なお、個人市民税は、標準税率を採用しており、多摩26市では同じ税率となっています。

【図E】多摩類似団体平均との比較



【図F】多摩26市平均との比較

